

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第50期第1四半期)

自2021年4月1日

至2021年6月30日

**株式会社ライフドリンク カンパニー**

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1
第2 事業の状況 .....	2
1 事業等のリスク .....	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	2
3 経営上の重要な契約等 .....	3
第3 提出会社の状況 .....	4
1 株式等の状況 .....	4
(1) 株式の総数等 .....	4
(2) 新株予約権等の状況 .....	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	4
(5) 大株主の状況 .....	5
(6) 議決権の状況 .....	5
2 役員の状況 .....	5
第4 経理の状況 .....	6
1 四半期財務諸表 .....	7
(1) 四半期貸借対照表 .....	7
(2) 四半期損益計算書 .....	9
2 その他 .....	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	14

四半期レビュー報告書

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年11月16日
【四半期会計期間】	第50期第1四半期（自2021年4月1日 至2021年6月30日）
【会社名】	株式会社ライフドリンク カンパニー
【英訳名】	LIFEDRINK COMPANY, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡野 邦昭
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番10号
【電話番号】	06-6453-3201
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 新 敬史
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番10号
【電話番号】	06-6453-3201
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 新 敬史

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第1四半期累計期間	第49期
会計期間	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	6,569	22,735
経常利益 (百万円)	593	1,169
四半期(当期)純利益 (百万円)	672	1,402
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	3	10
資本金 (百万円)	100	100
発行済株式総数 (株)	37,420	37,420
純資産額 (百万円)	2,705	2,032
総資産額 (百万円)	14,699	14,003
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	59.89	124.93
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	18.4	14.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社は、第49期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第49期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 当社は、2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

また、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

#### （1）財政状態及び経営成績の状況

##### ①経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、個人消費の低迷や企業活動の収縮が続いております。ワクチンの接種が徐々に普及してきているものの、感染力の強い変異株の影響等により一部地域で3度目の緊急事態宣言が発出されるなど、未だ収束は見通せず先行きは不透明な状況にあります。

国内飲料業界におきましても、前年の新型コロナウイルス感染症拡大抑止に伴う外出自粛の反動により、一時的に前年比増となりましたが、市場回復の目途が立たず、依然として厳しい状況にあります。

このような事業環境のもと、当社は「高品質で価格競争力を持った商品」の供給を強みとして、自社飲料各工場の稼働率向上や設備投資による生産量の拡大及び販売先の確保に努めてまいりました。また、ECチャネルを通じたダイレクト販売の強化等、炭酸飲料をはじめとした飲料の販売拡大に取り組んでまいりました。

その結果、当第1四半期累計期間の経営成績は売上高6,569百万円、営業利益606百万円、EBITDA（営業利益＋減価償却費）837百万円、経常利益593百万円、四半期純利益672百万円となりました。

なお、当社はドリンク・リーフ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

##### ②財政状態の状況

###### （流動資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産は7,961百万円で、前事業年度末に比べて539百万円増加しております。これは、主に「受取手形及び売掛金」が543百万円増加したことによるものであります。

###### （固定資産）

当第1四半期会計期間末における固定資産は6,738百万円で、前事業年度末に比べて156百万円増加しております。これは、主に「機械及び装置」が42百万円増加、「建物」が27百万円増加したことによるものであります。

###### （流動負債）

当第1四半期会計期間末における流動負債は8,177百万円で、前事業年度末に比べて292百万円増加しております。これは、主に「買掛金」が315百万円増加したことによるものであります。

###### （固定負債）

当第1四半期会計期間末における固定負債は3,817百万円で、前事業年度末に比べて269百万円減少しております。これは、主に「長期借入金」が150百万円減少したことによるものであります。

###### （純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は2,705百万円で、前事業年度末に比べて672百万円増加しております。これは、主に「四半期純利益」の計上により「利益剰余金」が672百万円増加したことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000
計	110,000

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月2日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は32,890,000株増加し、33,000,000株となっております。また、2021年10月12日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付で発行可能株式総数は11,900,000株増加し、44,900,000株となっております。

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,420	11,226,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	37,420	11,226,000	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,188,580株増加し、11,226,000株となっております。
3. 2021年10月12日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	37,420	—	100	—	—

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,188,580株増加し、11,226,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,420	37,420	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	37,420	—	—
総株主の議決権	—	37,420	—

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。また、2021年10月12日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これにより、本書提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式11,226,000株、議決権の数は112,260個、発行済株式総数の株式数は11,226,000株、総株主の議決権の数は112,260個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,665	2,716
受取手形及び売掛金	2,768	3,311
商品及び製品	1,183	1,171
仕掛品	87	75
原材料及び貯蔵品	508	599
その他	242	123
貸倒引当金	△34	△36
流動資産合計	7,422	7,961
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,470	1,498
機械及び装置（純額）	1,142	1,185
リース資産（純額）	1,533	1,431
その他	1,491	1,604
有形固定資産合計	5,638	5,719
無形固定資産		
その他	65	64
無形固定資産合計	65	64
投資その他の資産		
その他	878	954
投資その他の資産合計	878	954
固定資産合計	6,581	6,738
資産合計	14,003	14,699

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,138	1,453
短期借入金	4,000	4,000
1年内返済予定の長期借入金	600	600
未払金	1,160	1,088
賞与引当金	93	51
その他	892	983
流動負債合計	7,884	8,177
固定負債		
長期借入金	3,000	2,850
その他	1,086	967
固定負債合計	4,086	3,817
負債合計	11,971	11,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	283	283
利益剰余金	1,648	2,321
株主資本合計	2,032	2,704
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	2,032	2,705
負債純資産合計	14,003	14,699

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	6,569
売上原価	3,839
売上総利益	2,730
販売費及び一般管理費	2,123
営業利益	606
営業外収益	
受取利息及び配当金	0
為替差益	3
受取補償金	1
その他	0
営業外収益合計	5
営業外費用	
支払利息	14
デリバティブ評価損	3
その他	0
営業外費用合計	19
経常利益	593
特別損失	
固定資産除却損	2
特別損失合計	2
税引前四半期純利益	590
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	△82
法人税等合計	△81
四半期純利益	672

## 【注記事項】

### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部については、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。この結果、当第1四半期累計期間の売上高が23百万円、販売費及び一般管理費が23百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準等の適用が四半期財務諸表に与える影響はありません。

### (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間  
(自 2021年4月1日  
至 2021年6月30日)

減価償却費 230百万円

### (株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自2021年4月1日 至2021年6月30日)

#### 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

#### 2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

### (持分法損益等)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
関連会社に対する投資の金額	1百万円	1百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	72	76
	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)	
持分法を適用した場合の投資利益の金額	3百万円	

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

当社はドリンク・リーフ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	59円89銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(百万円)	672
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	672
普通株式の期中平均株式数(株)	11,226,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2021年10月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2021年9月15日開催の取締役会の決議に基づき、2021年10月2日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年10月1日(金曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割しております。

(2) 今回の分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	37,420株
株式分割により増加する株式数	11,188,580株
株式分割後の発行済株式総数	11,226,000株
株式分割後の発行可能株式総数	33,000,000株

(3) 分割の日程

基準公告日	2021年9月16日(木曜日)
基準日	2021年10月1日(金曜日)
効力発生日	2021年10月2日(土曜日)

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用)

当社は、2021年10月12日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し、発行可能株式総数を増加するとともに単元株制度を採用することを決議しました。変更の目的及び内容は、次のとおりであります。

1. 変更の目的

将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にすることを目的として発行可能株式総数を増加するとともに、株式実務の合理化を目的として単元株制度を採用するものであります。

2. 変更の内容

(1) 発行可能株式総数の増加

発行可能株式総数を44,900,000株に増加しております。

(2) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株としております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月9日

株式会社ライフドリンク カンパニー

取締役会 御中

**EY新日本** 有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

増田豊  
平岡義則

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規定」第204条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライフドリンク カンパニーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ライフドリンク カンパニーの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上